

(4) 寺尾地区

重点整備地区の区域と経路

【特定旅客施設】

寺尾駅

【重点整備地区の範囲】

この地区は、坂井輪地区事務所、てらお園、それに市民利用の多いという点から寺尾中央公園に配慮して設定します。

【経路】

寺尾地区では、現在の道路状況・沿道状況から、道路整備基準に基づく整備が困難であると思われることから、寺尾駅から坂井輪地区事務所方面や一般市民の利用の多い寺尾中央公園までをつなぐ経路を「その他の経路」として設定します。

法律に基づく道路整備基準では、「特定経路を構成する道路には、歩道を設けるものとする」と、歩道必置規定があります（歩道有効幅員は2m以上）。

寺尾地区の状況

寺尾駅

- ・ 寺尾駅は住宅地の中にあり、通勤・通学者が多く利用している旅客施設です。
- ・ 現在、この駅は車いす利用者が利用できないことになっていますが、この状況を解消するためにも、駅の整備が必要となっています。



写真5.32 寺尾駅のホーム

- ・ 駅構内のトイレの入り口には段差があり、使いにくいという指摘がありました。



写真5.33 ホームにあるトイレ

道 路

- ・ 寺尾駅周辺の道路は、地形的なこと
から急な坂道が多くなっています。
- ・ また、道路幅員も狭く、歩行者の安
全性が十分確保されていない状況も
見られます。



写真5.34 駅周辺の道路

- ・ 歩道が設置されている所では、路面
の凹凸や横断歩道手前部分の勾配が
急な所が見られます。



写真5.35 交差点部

駅前広場・連絡通路

- ・ 連絡通路南側の出口にはタクシー乗
り場があり、また、北側の出口には
駐輪場が整備されています。どちら
の出口も階段のみとなっています。
- ・ 駅前広場全体は、地形的なことから
急勾配となっています。



写真5.36 駅前広場（南側）

寺尾地区の整備方針

ア) 旅客施設

平面移動、上下移動をやすくします。

- ・平面移動では、凹凸や滑りやすさなどを解消し、誰もが安全に移動できるようにします。
- ・上下移動では、誰もが自由に移動できるようにします。
- ・また、経路の明るさにも注意し、誰もがより安全に移動できるようにします。

設備は、使いやすくします。

- ・旅客施設内の設備は、誰もが使いやすくなるようにします。

案内・誘導は、見やすく、わかりやすく、つながりをつくれます。

- ・案内・誘導は、ピクトグラム（絵文字）等を利用しながら、誰もが見やすく、わかりやすくするとともに、周辺施設までの連続性を確保します。

社員による対応の充実を図ります。

- ・施設内の移動や乗り降りに対する支援、施設内案内、緊急時の迅速な対応、降積雪時の乗降場の除雪など、社員による対応をより充実させます。

1) 歩道等

寺尾地区においては、現在の道路状況・沿道状況から、道路整備基準に基づく整備が困難であると思われることから、特定旅客施設から目的施設までの経路を「その他の経路」として設定しています。

そのため、経路の整備については法律に基づく基準の適用外とはなりますが、周辺地区の歩行者の安全な通行を確保するため、自動車交通への注意喚起、通行制限等のソフト的な整備等、地区の状況に応じたできる限りの整備を検討していくものとします。

法律に基づく道路整備基準では、「特定経路を構成する道路には、歩道を設けるものとする」と、歩道必置規定があります（歩道有効幅員は2m以上）。

寺尾地区における主な事業

公共交通特定事業

公共交通事業者が旅客施設を対象に行う「公共交通特定事業」の主な内容は、以下に示すとおりです。

表5.18 寺尾地区における主な公共交通特定事業

区 分	特定事業の主な内容
寺尾駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の整備 ・ 路面の整備 ・ 上下移動設備の整備 ・ 照明の整備 ・ 券売機の整備 ・ トイレの整備 ・ 案内施設の整備 ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の整備